

所得拡大促進税制

所得拡大促進税制

～基本から応用まで～

- 1 平成 29 年度税制改正における改正点
- 2 適用要件
- 3 雇用者給与等支給額
- 4 基準雇用者給与等支給額
- 5 比較雇用者給与等支給額

- 6 平均給与等支給額
 - (1)継続雇用者給与等支給額
 - (2)給与等月別支給対象者
- 7 比較平均給与等支給額
 - (1) 継続雇用者比較給与等支給額
 - (2)給与等月別支給対象者
- 8 適用を受けるための手続

※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

税理士 ^{やすい}安井 ^{かずひこ}和彦 氏

昭和 28 年生まれ。東京国税局査察部、東京国税局調査部、東京国税局課税第一部国税訟務官室、税務大学校教授、東京国税不服審判所国税副審判官、国税審判官、総括審判官、横浜支所長を経て、平成 26 年 3 月退職、税理士開業。
東京地方税理士会税法研究所研究員、東京税理士会会員相談室相談委員。
主な著書に「所得拡大促進税制の手引き：法人税&所得税まるごと解説！」(税務経理協会)、「税理士のための審査請求制度の手続きと理論：実務に役立つQ&A」(税務経理協会)、「逆転裁判例にみる事実認定・立証責任のポイント」(税務研究会)

＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 平成 29 年 11 月 17 日 (金) 10 時 00 分～16 時 00 分 (受付開始 9 時 30 分)
2. 会 場 税理士会館 8 階会議室 (下記案内図参照)
3. 定 員・受講料 150 名 (先着順)・1 名 7,000 円 (昼食付き)
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日 1 週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
※研修日 1 週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日 2 週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合 (電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)

※研修受講管理システム導入のため、地方会会員の方は電子証明書(コピー可)をご持参ください。

組合ニュース 8 月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局 (TEL045-243-0551) 宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。